## 診療計画

診療計画の定義する期間(開始日 年月日-終了日 年月日)

1

- 0. オンライン診療の特徴を踏まえ、患者が積極的に診療に協力する必要がある旨を 説明し合意を得られている。
- 1. オンライン診療で行う具体的な診療内容
  - 1-1 疾患名 Γ
  - 1-2 治療内容

2. オンライン診療と直接の対面診療、検査の組み合わせに関する事項

1

2-1.オンライン診療の頻度

「疾患による

2-2.対面診療の頻度

「3ヶ月に1回は対面診療を行う

3.診療時間に関する事項

「予約制 / 患者の求めに応じて調整]

4.オンライン診療の方法(使用する情報通信機器)

「メドレー社の提供するオンライン診療システム「CLINICS」を用いてビデオ通 話で行う]

- 5. オンライン診療を行わないと判断する条件
  - ・患者の心身の状態について.十分に必要な情報が得られていないと判断した場
  - ・体調に変化が現れ、対面診療の必要性が認められる場合。
  - ・情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことができなくなった場 合。

上記条件に該当した場合には直接の対面診療に切り替える

6. 患者の情報伝達への協力

オンライン診療の実施に際して.患者は診療に対して積極的に協力し.自身の心身に 関する情報を医師に伝達する必要がある。

6. 急病急変時の対応方針

当院で対応できない場合には、以下の医療機関に紹介する。

[船橋市立医療センター、船橋中央病院など]

- 7. 情報漏洩等のリスクを踏まえて、セキュリティに関する責任の範囲 [患者・医師が使用する CLINICS 利用規約に定める通りに従う ]
- 8. 複数の医師がオンライン診療を行う場合 [ なし ]
- 9. オンライン診療の映像や音声等の保存 : 患者・医師ともに行わない

- ~ 患者様へのご案内と注意事項 ~
- 1. オンライン診療の実施にかかる基本的な考え方
- ・オンライン診療は、触診等を行うことができない等の理由により、得られる情報が限られている。そのため初診以後も、同一の医師による対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められる。
- ・オンライン診療を実施する都度、医師がその実施の可否を慎重に判断し、オンライン診療による診療が適切でない場合には、速やかにオンライン診療を中断し、対面による診療に切り替えることが求められる。
- ・オンライン診療は、患者がその利点および、生ずるおそれのある不利益等について理解した上で、患者がその実施を求める場合に実施されるべきものであり、研究を主目的としたり医師側の都合のみで行ったりしてはならない。
- 2. オンライン診療に伴うセキュリティおよひ゛プライバシーのリスクについて
- ・患者は使用するシステムに伴うリスクを把握する
- 例) 生じうるリスク:スマートフォンの紛失や、ウイルス感染に伴う医療情報の漏 洩等

取りうる対策 : パスワード設定、生体認証設定、ウイルスソフトのインストール等・患者はオンライン診療を行う際は、使用するアプリケーション、OS が適宜アップデートされることを確認する

- ・患者は医師側の了解なくビデオ通話を録音、録画、撮影してはならない
- ・患者は医師のアカウント等情報を診療に関わりのない第三者に提供してはならない
- ・患者は医師との通信中は、医師との同意がない限り第三者を参加させない
- ・患者は原則、医師側が求めない限り、あるいは指示に反して、チャット機能の利用やファイルの送付などは行わない。特に外部 URL への誘導を含むチャットはセキュリティリスクが高いため行わない

私は,上記の「オンライン診療の実施にかかる診療計画書」に関する説明を受け、内容を理解し、了解しましたので、診療計画と注意事項に従い、オンライン診療を受診することに同意します。

	年月日
本人署名	
代諾者署名	_ (続柄: )
医療機関記入欄 カルテ No	